第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

（道府県民税）（事業税）（特別法人事業税）

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　年　月　日　殿

法人番号	この申告の基礎	申告年月日
	法人税の令和　年　月　日の修正・更正・決定・再更正による。	年　月　日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）（電話　）	（ふりがな）代表者氏名	（ふりがな）経理責任者氏名	
	期末現在の資本金の額（解散日現在の額）　兆　十億　百万　千　円	事業種目	
	期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額（解散日現在の額）　兆　十億　百万　千　円	資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非中・小法人等
（ふりがな）法人名	法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)による加算後の額　兆　十億　百万　千　円	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額　兆　十億　百万　千　円	
	法人区分　イに掲げる法人	期末現在の資本金等の額　兆　十億　百万　千　円	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の道府県民税・事業税・特別法人事業税の申告書※

（事業税）

摘要		課税標準	税率(100)	税額
所得割	所得金額総額（㊾－㊿）又は別表5㉟ ㉘	兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円
	年400万円以下の金額 ㉙	000		00
	年400万円を超え年800万円以下の金額 ㉚	000		00
	年800万円を超える金額 ㉛	000		00
	計 ㉙＋㉚＋㉛ ㉜	000		00
	軽減税率不適用法人の金額 ㉝	000		00
付加価値割	付加価値額総額 ㉞			
	付加価値額 ㉟	000		00
資本割	資本金等の額総額 ㊱			
	資本金等の額 ㊲	000		00
収入割	収入金額総額 ㊳			
	収入金額 ㊴	000		00

合計事業税額 ㉜＋㉟＋㊲＋㊴又は㉝＋㉟＋㊲＋㊴	㊵	00	令和6年改正法附則第8条第2項の控除額	㊶	00
事業税の特定寄附金税額控除額	㊷		仮装経理に基づく事業税額の控除額	㊸	
差引事業税額 ㊵－㊶－㊷－㊸	㊹	00	既に納付の確定した当期分の事業税額	㊺	00
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	㊻		この申告により納付すべき事業税額㊹－㊺－㊻	㊼	00
㊼の内訳 所得割	㊽	00	付加価値割	㊾	00
資本割	㊿	00	収入割	(51)	00
㊼のうち見込納付額	(52)		差引 ㊼－(52)	(53)	

（特別法人事業税）

摘要		課税標準	税率(100)	税額
所得割に係る特別法人事業税額	(54)	兆 十億 百万 千 円 00		兆 十億 百万 千 円 00
収入割に係る特別法人事業税額	(55)	00		00
合計特別法人事業税額（(54)＋(55)）	(56)			00
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	(57)	兆 十億 百万 千 円	差引特別法人事業税額(56)－(57) (58)	00
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	(59)	00	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 (60)	
この申告により納付すべき特別法人事業税額 (58)－(59)－(60)	(61)	00	(61)のうち見込納付額 (62)	
差引 (61)－(62)	(63)			

所得金額の計算の内訳			
所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）		(64)	
加算	損金の額に算入した所得税額、復興特別所得税額及び防衛特別所得税額	(65)	
加算	損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	(66)	
減算	益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	(67)	
減算	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額	(68)	
仮計 (64)＋(65)＋(66)－(67)－(68)		(69)	
繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額		(70)	
法人税の所得金額（法人税の明細書（別表4）の(52)）		(71)	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		(72)	
還付請求	中間納付額	(73)	

（使途秘匿金税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額	(1)	兆 十億 百万 千 円	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	(2)		
還付法人税額等の控除額	(3)		
退職年金等積立金に係る法人税額	(4)		
課税標準となる法人税額 (1)＋(2)－(3)＋(4)	(5)	000	
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	(6)	000	
法人税割額 ((5)又は(6)×100)	(7)		
道府県民税の特定寄附金税額控除額	(8)		
税額控除超過額相当額の加算額	(9)		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	(10)		
外国の法人税等の額の控除額	(11)		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	(12)		
差引法人税割額 (7)－(8)＋(9)－(10)－(11)－(12)	(13)	00	
既に納付の確定した当期分の法人税割額	(14)	00	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	(15)		
この申告により納付すべき法人税割額 (13)－(14)－(15)	(16)	00	
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	(17)	月	
均等割額 円×(17)/12	(18)	兆 十億 百万 千 円 00	
既に納付の確定した当期分の均等割額	(19)	00	
この申告により納付すべき均等割額 (18)－(19)	(20)	00	
この申告により納付すべき道府県民税額 (16)＋(20)	(21)	00	
(21)のうち見込納付額	(22)		
差引 (21)－(22)	(23)		
東京都に申告する場合の(7)の計算 特別区分の課税標準額	(24)	000	
同上に対する税額 (24)×100	(25)		
市町村分の課税標準額	(26)	000	
同上に対する税額 (26)×100	(27)		

法人税の期末現在の資本金等の額	兆 十億 百万 千 円				
法人税の当期の確定税額					
決算確定の日	・　・				
解散の日	・　・				
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	・　・				
申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税	有・無	法人税	有・無	
法人税の申告書の種類	青色・その他				
この申告が中間申告の場合の計算期間	・　・ ・　・				
翌期の中間申告の要否	要・否	国外関連者の有無	有・無		
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行　支店 口座番号(普通・当座)				

資本金の額（外貨）		資本準備金の額（外貨）		資本剰余金の額（外貨）		前事業年度の法人区分	イに掲げる法人

署
関与税理士名
（電話　）

第六号様式（入力用）

（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

1 整理番号	事務所区分	管理番号	24 申告区分
	A		

法人番号	申告基礎	38 申告年月日 43
25 37	00	年 月 日

12 B

期末現在の資本金の額（解散日現在の額）	87	
期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額（解散日現在の額）	102	
法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)による加算後の額	103	

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	88	
期末現在の資本金等の額	89	

事業年度 44 49 50 55

12 B 使途秘匿金税額等

56 予備 69

28		
29		000
30		000
31		000
32		000
33		000
34		
35		000
36		
37		000
38		
39		000
40		00
42		
44		00
46		
48		00
50		00
52		
54		00
55		00
57		
59		00
61		00
63		

12 B

	76	00
	77	00
	78	00
	79	00
	80	00
	81	00
	82	00
	83	00
	41	00
	43	
	45	00
	47	00
	49	00
	51	00
	53	
	84	00
	85	00
	56	00
	58	00
	60	
	62	
	64	
	65	
	66	
	67	
	68	
	69	
	70	
	71	
	72	
	73	

		01	
		02	
		03	
		04	
		05	000
		06	000
		07	
		08	
		09	
		10	
		11	
		12	
		13	00
		14	00
		15	
		16	00
		17	
		18	00
		19	00
		20	00
		21	00
		22	
		23	
		24	000
		25	
		26	000
		27	

12 B

		分割基準	分割県数
	90		
住民税	総数	91	
	本県分	92	
	東京都市町村分	93	
事業税 1	総数	94	
	本県分	95	
事業税 2	総数	96	
	本県分	97	
事業税 3	総数	98	
	本県分	99	

法人税の繰戻しがある場合の繰越欠損金額	74	
収入金額課税された事業に係る所得金額	75	

売上高	総数	100	
	軌道又は鉄道	101	

第６号様式記載要領

１　この申告書は、法第72条の２第１項第１号又は第２号に掲げる事業を行う法人（同項第１号に掲げる事業と同項第２号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第３号又は第４号に掲げる事業を行う法人を除く。）が仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。

２　この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に１通を提出すること。ただし、２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）１通を添付すること。

３　※印の欄は記載しないこと。

４　「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

５　金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。

６　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

７　「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の欄は、資本金の額又は出資金の額と会社法第431条又は第614条に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、会社計算規則の規定に基づき計算した同令第76条第２項第３号又は第３項第３号に規定する資本剰余金の金額（同法第２条第１号に規定する会社以外の法人にあっては、これらに準ずる金額）との合計額を記載すること。

８　「法第72条の２第１項第１号ロ(1)又は(2)による加算後の額」の欄は、第６号様式別表４の４の「加算後の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額⑤」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を記載すること。

９　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２イ又はハ（政令第６条の24第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

10　通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第53条第３項（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第５条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第５条第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとするものに限る。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額⑤」の欄に第６号様式別表１の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。

11　連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。）であった法人（令和２年改正法附則第５条第４項若しくは第５項において準用する法第53条第３項又は令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第26項の規定の適用を受けようとするものに限り、通

算法人及び通算法人であった法人を除く。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額⑤」の欄に第６号様式別表１の３の「課税標準となる法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

12　道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑫」までの各欄は記載しないこととし、「差引法人税割額⑬」の欄に第６号様式別表１の２の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

13　道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、法人税の申告書（別表１）の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40％相当額）の合計額を記載すること。

14　道府県民税の「㉑のうち見込納付額㉒」の欄は、法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の２第11項第２号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

15　事業税の「所得金額総額㉘」の欄は、第６号様式別表５を添付する法人にあっては第６号様式別表５の「合計㉟」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「仮計㊾」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㊿」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

16　事業税の「付加価値額総額㉞」又は「資本金等の額総額㊱」の各欄は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人が第６号様式別表５の２の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額㉕」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

17　事業税の「令和６年改正法附則第８条第２項の控除額㊶」の欄は、第６号様式別表５の７の「控除額㉒」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を記載すること。

18　事業税の「㊼のうち見込納付額㊷」の欄は、法第72条の25第３項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）又は第５項（法第72条の28第２項並びに第72条の29第２項及び第６項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

19　特別法人事業税の「所得割に係る特別法人事業税額㊹」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉜」又は「軽減税率不適用法人の金額㉝」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

20　特別法人事業税の「収入割に係る特別法人事業税額㊺」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊴」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「収入金額⑧」の「基

準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

21　特別法人事業税の「㊶のうち見込納付額㊷」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

22　事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表４）の(34)）㊹」の欄は、法人税法第64条の８の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表４）の「合計(34)」の欄の金額に、法人税の明細書（別表４付表）の「通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入額(9)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

23　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㊷」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

24　還付請求の「中間納付額㊸」の欄は、法第53条第32項又は第72条の28第４項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第９条の２又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

25　「資本金の額（外貨）」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。

26　「資本準備金の額（外貨）」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。

27　「資本剰余金の額（外貨）」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。

28　法第23条第１項第４号の２イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

29　法第23条第１項第４号の２イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の塡補を行った事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

30　法第23条第１項第４号の２イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。